税務課からのお知らせ（転出）

☆町税についての不明な点は、税務課窓口（５番）にてご相談ください☆

① 町民税・県民税について

★ 原則1月1日現在に住民票がある市町村で、前年中の所得等に基づき、課税される税金です。

★ 年度の途中に他の市町村に転出された場合でも、その年度にかかる町民税・県民税については、かつらぎ町に納めていただくことになります。

☆ 所得証明・課税（非課税）証明は、町民税・県民税が課税された市町村で発行されます。

② 軽自動車税について

★ 毎年4月1日現在の軽自動車等（軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車等）の所有者に対し、車両登録のある市町村で課税される税金です。

★ 転出により住民票を移しても、その車両の登録（車検証、標識交付証明書、届出済書等）の住所は、変わりません。
※別途手続きが必要です。

★ 車両の登録が、かつらぎ町のままであれば、転出後もかつらぎ町へ納税していただくことになります。

☆ 車検用納税証明書は、原則軽自動車税が課税及び納付された市町村で発行されます。

③ 国民健康保険税について

★ かつらぎ町で国民健康保険に加入されている方の世帯主にあらかじめ4月1日から翌年の3月31日までの1年分を計算し、課税される税金です。

★ 年度途中に国民健康保険に加入されている方が転出された場合、税額が変更されます。

★ 転出手続きの翌月に更正通知書及び更正後の納付書が、課税されていた世帯主の方に送付されます。
※更正通知書が届くまでに、お手持ちの納付書の納期限が到来するものについては、原則納付ください。

④ 固定資産税・都市計画税について

★ 毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人に対し、課税される税金です。

★ かつらぎ町から転出された場合、転出の翌年度から納付回数が7回から4回に変更となりますので、ご留意ください。

★ 固定資産税・都市計画税は、町内に住民票が

◎ 町税の納め忘れはありませんか？
町税には納付期限があり、納付期限を過ぎて支払うと督促手数料及び延滞金が加算される場合があります。

かつらぎ町役場　税務課　TEL：0736-22-0300（内線：住民税2042　固定資産係2043　徴収係2044）